

太子町新行政改革大綱（第6次）実施計画 （案）

太 子 町

計画書の見方

- ◇ 大項目・中項目は、「太子町新行政改革大綱（第6次）」に基づいています。
- ◇ 各取組項目は、原則、主管課で取り組みますが、「具体的な取組内容」欄に「関連課」が示されている項目については、主管課を中心に関連課と連携して取組を進めます。
- ◇ 年度別取組と効果見込
 - 1) 「得られる効果」について
取組項目を実施する目的、及び実施により得られる効果を示しています。
 - 2) 「取組計画」について
「実施」…取組項目の全部または一部の実施（ただし検討の結果、実施できない場合が含まれます）
「検討」…取組項目の実施の可否の検討期間、及び実施における準備期間
 - 3) 「目標数値等」について
基準年度(注①)と各年度の取組項目を実施した場合の比較等により、算出しています。
「－」は、効果額等が見込めないもの(注②)、算出不能なもの(注③)を示しています。

(注①)…原則、28年度決算数値としています。
(注②)…事務改善や住民サービスの向上等を主目的としており、歳入の向上や歳出の抑制を目的としていないもの。
(注③)…取組の実施により効果額等が発生すると予測されるが、計画策定時においては具体的な算出基準が把握できないもの。
- ◇ 計画の末尾に用語解説をつけています。

太子町新行政改革大綱(第6次)実施計画

取組項目		具 体 的 な 取 組 内 容				
1) 事務の改善と効率化						
1 入札制度の改善	所 管 課	総務部 財政課				
	取 組 内 容	◆入札制度の透明性、公平性等を踏まえ、電子入札を含めた入札方法の検討を継続的に行い、改善を図る。				
	得 ら れ る 効 果	●入札制度の透明性と公平性の向上・事務の効率化				
	実 施 年 度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
	取 組 計 画	実施	実施	実施	実施	実施
	行 動 計 画	前払金の上限額を見直し、中間前払金の導入を行う。	透明性、公平性等を踏まえた入札を継続的に実施するとともに、契約手続等の一層の適正化を図るため、兵庫県公共工事契約事務連絡協議会等通知、及び県内の動向を見ながら、改善を図る。	透明性、公平性等を踏まえた入札を継続的に実施するとともに、契約手続等の一層の適正化を図るため、兵庫県公共工事契約事務連絡協議会等通知、及び県内の動向を見ながら、改善を図る。	透明性、公平性等を踏まえた入札を継続的に実施するとともに、契約手続等の一層の適正化を図るため、兵庫県公共工事契約事務連絡協議会等通知、及び県内の動向を見ながら、改善を図る。	透明性、公平性等を踏まえた入札を継続的に実施するとともに、契約手続等の一層の適正化を図るため、兵庫県公共工事契約事務連絡協議会等通知、及び県内の動向を見ながら、改善を図る。
	数 値 目 標 等	—	—	—	—	—
2 公園施設のLED化の推進	所 管 課	経済建設部 まちづくり課				
	取 組 内 容	◆維持管理に係るコスト縮減や省エネルギー対策、CO2の削減など地球環境へ配慮すべく、老朽化している園内照明から順次LED化を推進していく。				
	得 ら れ る 効 果	●維持管理コストの削減・地球環境への配慮				
	実 施 年 度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
	取 組 計 画	検討	実施	実施	実施	実施
	行 動 計 画	更新対象となる園路やトイレなどの照明について現状調査を行い、更新計画の策定を行う。	老朽化している照明が多い公園から順次更新を行う。	老朽化している照明が多い公園から順次更新を行う。	老朽化している照明が多い公園から順次更新を行う。	老朽化している照明が多い公園から順次更新を行う。
	数 値 目 標 等	—	—	—	—	—

太子町新行政改革大綱(第6次)実施計画

取組項目		具 体 的 な 取 組 内 容				
1) 事務の改善と効率化						
3 学校施設照明のLED化の推進	所 管 課	教育委員会 管理課				
	取 組 内 容	◆学校施設(屋内運動場・遊戯室を含む。)照明を省エネルギー効果の高いLEDに改修することで、エネルギー使用量や二酸化炭素排出量を削減するなど、より環境に配慮した取り組みを推進する。				
	得 ら れ る 効 果	●エネルギー使用量や二酸化炭素排出量の削減・光熱費の削減等				
	実 施 年 度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
	取 組 計 画	実施	実施	検討	検討	検討
	行 動 計 画	校舎の照明をLEDに改修していくことでエネルギー使用量、二酸化炭素排出量や電気料の削減を図る。 平成30年度は太子東中学校校舎大規模改造事業において、南棟の工事を予定しており、蛍光灯をLED照明に改修する。	校舎の照明をLEDに改修していくことでエネルギー使用量、二酸化炭素排出量や電気料の削減を図る。 平成31年度は太子東中学校校舎大規模改造事業において、北棟の工事を予定しており、蛍光灯をLED照明に改修する。	電気使用量、二酸化炭素排出量の削減を図るため、照明を省エネルギー効果の高いLEDに順次改修していくことを検討する。	電気使用量、二酸化炭素排出量の削減を図るため、照明を省エネルギー効果の高いLEDに順次改修していくことを検討する。	電気使用量、二酸化炭素排出量の削減を図るため、照明を省エネルギー効果の高いLEDに順次改修していくことを検討する。
	数 値 目 標 等	—	—	—	—	—
4 学校給食費の公会計処理への移行	所 管 課	教育委員会 給食センター				
	取 組 内 容	◆新給食センター稼動に向け、現在は私会計である学校給食費を公会計へ移行する取組を進める。 〔関連課:管理課〕				
	得 ら れ る 効 果	●給食費の取扱いの明確化及び透明性の確保				
	実 施 年 度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
	取 組 計 画	検討	検討	検討	実施	実施
	行 動 計 画	学校給食費の徴収管理方法などを各関係機関等と十分に調整を図り、センター及び学校での執行体制、会計処理方法等様々な観点から検討する。また、会計処理の方法や、給食物資の調達方法など様々な課題を整理し、条例で定めるべき事項・内容について、近隣市町の状況も参考に検討する。	学校給食費の徴収管理方法などを各関係機関等と十分に調整を図り、センター及び学校での執行体制、会計処理方法等様々な観点から検討する。また、会計処理の方法や、給食物資の調達方法など様々な課題を整理し、条例で定めるべき事項・内容について、近隣市町の状況も参考に検討する。	学校給食費の徴収管理方法などを各関係機関等と十分に調整を図り、センター及び学校での執行体制、会計処理方法等様々な観点から検討する。また、会計処理の方法や、給食物資の調達方法など様々な課題を整理し、条例で定めるべき事項・内容について、近隣市町の状況も参考に検討する。 給食管理システムを導入する。	新給食センター稼動に合わせ、公会計へ移行する。	公会計処理について、適正な運用に努める。
	数 値 目 標 等	—	—	—	—	—

太子町新行政改革大綱(第6次)実施計画

取組項目		具 体 的 な 取 組 内 容				
	1) 事務の改善と効率化					
5 町主催事業の見直し	所 管 課	対象課				
	取 組 内 容	◆町主催事業について、運営方法等の見直しを検討する。				
	得 ら れ る 効 果	●経費削減・職員負担の軽減				
	実 施 年 度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
	取 組 計 画	実施	実施	実施	実施	実施
	行 動 計 画	町主催事業について、安全で確実な事業運営を前提とした上で、経費削減や人員配置による職員負担の軽減等の観点から、運営方法等の見直しを検討し、適宜実施していく。	町主催事業について、安全で確実な事業運営を前提とした上で、経費削減や人員配置による職員負担の軽減等の観点から、運営方法等の見直しを検討し、適宜実施していく。	町主催事業について、安全で確実な事業運営を前提とした上で、経費削減や人員配置による職員負担の軽減等の観点から、運営方法等の見直しを検討し、適宜実施していく。	町主催事業について、安全で確実な事業運営を前提とした上で、経費削減や人員配置による職員負担の軽減等の観点から、運営方法等の見直しを検討し、適宜実施していく。	町主催事業について、安全で確実な事業運営を前提とした上で、経費削減や人員配置による職員負担の軽減等の観点から、運営方法等の見直しを検討し、適宜実施していく。
	数 値 目 標 等	▲40千円	▲40千円	▲40千円	▲40千円	▲40千円

太子町新行政改革大綱(第6次)実施計画

取組項目	具	体	的	な	取組	内	容
2) 住民サービスの向上							
6 窓口業務の改善	所管課	総務部 総務課					
	取組内容	◆事務処理内容や窓口業務の延長時間の見直し、休日における証明書の発行、証明書のコンビニ交付、CSアンケートの実施等を推進する。また、庁舎開庁から一定期間が経過したことを受け、ハード面だけでなく、住民サービス向上を第一に窓口業務の改善について不断の見直しを行う。〔関連課：町民課・社会福祉課(繁忙期休日開庁)／全課(窓口業務の改善)〕					
	得られる効果	●住民サービスと利便性の向上					
	実施年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	
	取組計画	実施	実施	実施	実施	実施	
	行動計画	住民の利便性の向上に繋がる方策を検討するため、窓口業務の延長時間、事務処理内容などの見直しを行う。	住民の利便性の向上に繋がる方策を検討するため、窓口業務の延長時間、事務処理内容などの見直しを行う。	住民の利便性の向上に繋がる方策を検討するため、窓口業務の延長時間、事務処理内容などの見直しを行う。	住民の利便性の向上に繋がる方策を検討するため、窓口業務の延長時間、事務処理内容などの見直しを行う。	住民の利便性の向上に繋がる方策を検討するため、窓口業務の延長時間、事務処理内容などの見直しを行う。	住民の利便性の向上に繋がる方策を検討するため、窓口業務の延長時間、事務処理内容などの見直しを行う。
	数値目標等	—	—	—	—	—	
7 庁舎機能の改善	所管課	総務部 総務課					
	取組内容	◆庁舎開庁から一定期間が経過したことを受け、ハード面のみならず、当初の想定通り活用されていない事項(例：水盤、砂場、中庭など)について、有効活用を検討する。また、ソフト面での不具合事例についても意見聴取し、さらなる住民サービスの向上に資する取組という視点から、庁舎の有効活用を検討する。					
	得られる効果	●住民サービスと利便性の向上					
	実施年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	
	取組計画	検討	実施	実施	実施	実施	
	行動計画	庁舎におけるハード面の活用状況やソフト面の運用状況を再検証し、また、委託範囲や方法についてコスト縮減に努める。	庁舎におけるハード面の活用状況やソフト面の運用状況を再検証し、また、委託範囲や方法についてコスト縮減に努める。	庁舎におけるハード面の活用状況やソフト面の運用状況を再検証し、また、委託範囲や方法についてコスト縮減に努める。	庁舎におけるハード面の活用状況やソフト面の運用状況を再検証し、また、委託範囲や方法についてコスト縮減に努める。	庁舎におけるハード面の活用状況やソフト面の運用状況を再検証し、また、委託範囲や方法についてコスト縮減に努める。	庁舎におけるハード面の活用状況やソフト面の運用状況を再検証し、また、委託範囲や方法についてコスト縮減に努める。
	数値目標等	—	—	—	—	—	

太子町新行政改革大綱(第6次)実施計画

取組項目	具	体	的	な	取組	内	容
2) 住民サービスの向上							
8 待機児童の解消	所管課	生活福祉部 社会福祉課					
	取組内容	◆待機児童解消を進める中で、保育所・幼稚園を連携させた一元化などの対策について検討する。 〔関連課:管理課〕					
	得られる効果	●住民サービス向上					
	実施年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	
	取組計画	検討	実施	実施	実施	実施	
	行動計画	子ども・子育て支援事業計画上、認定こども園整備が終了することから、待機児童の状況を再検証し、新たな方策を検討する。	待機児童解消に向けた方策を実施する。	必要に応じて方策の見直しを検討しながら待機児童解消対策を進める。	必要に応じて方策の見直しを検討しながら待機児童解消対策を進める。	必要に応じて方策の見直しを検討しながら待機児童解消対策を進める。	
	数値目標等	待機児童数 47人未満	待機児童数 25人未満	待機児童数 ゼロ	待機児童数 ゼロ	待機児童数 ゼロ	
9 スポーツの振興	所管課	教育委員会 町民体育館					
	取組内容	◆より多くの住民がスポーツ等を楽しめるよう、陸上競技場の開放を再検討する(陸上競技やジュニアラグビー以外)ほか、町民グラウンド、太田公園グラウンドの休場日(祝日)の開場や、町民体育館利用者への用具の貸出等についても検討する。					
	得られる効果	●住民サービスと利便性の向上					
	実施年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	
	取組計画	実施	実施	実施	実施	実施	
	行動計画	町民グラウンド、太田公園グラウンドの休場日(祝日)の開場について、問題点を整理して実施する。 町民体育館利用者への用具の貸出について、現在保有する道具に限り、試行的に貸出を行う。 陸上競技場の開放事業を検討する。	町民グラウンド、太田公園グラウンドの休場日(祝日)の開場を実施する。 町民体育館利用者への用具の貸出について、現在保有する道具に限り、試行的に貸出を行う。 陸上競技場の開放事業を検討する。	町民グラウンド、太田公園グラウンドの休場日(祝日)の開場を実施する。 町民体育館利用者への用具の貸出について、耐震改修後、使用料を徴収して貸出を行う。 陸上競技場の開放事業を検討する。	町民グラウンド、太田公園グラウンドの休場日(祝日)の開場を実施する。 町民体育館利用者への用具の貸出について、耐震改修後、使用料を徴収して貸出を行う。 陸上競技場の開放事業を検討する。	町民グラウンド、太田公園グラウンドの休場日(祝日)の開場を実施する。 町民体育館利用者への用具の貸出について、耐震改修後、使用料を徴収して貸出を行う。 陸上競技場の開放事業を検討する。	
	数値目標等	5千円	5千円	10千円	15千円	15千円	

太子町新行政改革大綱(第6次)実施計画

取組項目	具	体	的	な	取組	内	容
2) 住民サービスの向上							
10 町税の減免制度の見直し	所管課	総務部 税務課					
	取組内容	◆担税力の薄弱な者等に対する救済措置を実施することと併せて、逆に担税力のある者については、適正に賦課を行うことを目的として、町税の減免制度の見直しを行い、町税の賦課に関する信頼確保に繋げる。					
	得られる効果	●住民サービスの向上・町税賦課への信頼確保					
	実施年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	
	取組計画	検討	実施	実施	実施	実施	
	行動計画	町税の減免に関する規程の見直しを実施する。町税の減免について、減免事由、対象等、近隣市町の現況を調査し、均衡の図れた適正な内容に改める。	改正町税の減免に関する規程を施行し、改正後の規程に基づき、減免を実施する。	改正町税の減免に関する規程を施行し、改正後の規程に基づき、減免を実施する。	改正町税の減免に関する規程を施行し、改正後の規程に基づき、減免を実施する。	改正町税の減免に関する規程を施行し、改正後の規程に基づき、減免を実施する。	
	数値目標等	—	—	—	—	—	
11 教育と福祉の連携 の場の整備	所管課	生活福祉部 社会福祉課					
	取組内容	◆障害児支援において、専門性の違いから、福祉と教育の両分野の連携が十分に行なわれていない現状がある。 この現状を受け、就学時から卒業時までの支援が円滑に実施できるよう、教育と福祉の連携を目的とした協議を行なう場を整備する。〔関連課：高年介護課・さわやか健康課・管理課〕					
	得られる効果	●障害児支援の推進・住民サービスの向上					
	実施年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	
	取組計画	検討	実施	実施	実施	実施	
	行動計画	現在の事務における連携状況の洗い出しを行い、地域福祉、児童福祉、障害福祉、保健、教育の分野でのシームレスな連携のあり方を調査検討し、連携協議体制を整備する。	連携協議組織の運営を開始する。	連携協議組織の運営を開始する。	連携協議組織の運営を開始する。	連携協議組織の運営を開始する。	
	数値目標等	—	—	—	—	—	

太子町新行政改革大綱(第6次)実施計画

取組項目		具 体 的 な 取 組 内 容				
2) 住民サービスの向上						
12 民意を活かす議会運営 の実践	所 管 課	議会事務局				
	取 組 内 容	◆当町議会にとって最も効率的な議員定数、議員報酬及び常任委員会構成等を検討する。また、定例の議会報告会等の実施を併せて検討する。				
	得 ら れ る 効 果	●民意を活かす議会運営				
	実 施 年 度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
	取 組 計 画	検討	実施	実施	実施	実施
	行 動 計 画	議員定数、議員報酬及び常任委員会構成等の見直しは30年6月定例会までに結論付け、条例化することを目標に検討を行う。(29年6月に設置した議員定数等調査特別委員会で決定したスケジュールに従う。)	4月末の改選後は、前年度に決定した議員定数等により実施する。議会が情報発信したり、町民と意見交換をしたりする場として行う「議会報告会」や町内各種団体等と行う「住民懇談会」の実施を検討する。	「議会報告会」や「住民懇談会」を実施する。	「議会報告会」や「住民懇談会」を実施する。	「議会報告会」や「住民懇談会」を実施する。
	数 値 目 標 等	－	－	－	－	－

太子町新行政改革大綱(第6次)実施計画

取組項目		具体的な取組内容				
3) 電子自治体の推進						
13 電子自治体の推進	所管課	総務部 総務課				
	取組内容	◆電子申請、証明書等の交付申請、電子入札等の導入や電子決裁、施設予約の電子化を検討するとともに、行政情報の提供を充実させる。				
	得られる効果	●住民サービスと利便性の向上				
	実施年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
	取組計画	検討	実施	実施	実施	実施
	行動計画	マイナポータル電子申請機能の構築や証明書コンビニ交付サービスの利用拡充により、住民サービスの向上と業務効率化を図る。	マイナポータル電子申請機能の構築や証明書コンビニ交付サービスの利用拡充により、住民サービスの向上と業務効率化を図る。	マイナポータル電子申請機能の構築や証明書コンビニ交付サービスの利用拡充により、住民サービスの向上と業務効率化を図る。	マイナポータル電子申請機能の構築や証明書コンビニ交付サービスの利用拡充により、住民サービスの向上と業務効率化を図る。	マイナポータル電子申請機能の構築や証明書コンビニ交付サービスの利用拡充により、住民サービスの向上と業務効率化を図る。
	数値目標等	—	—	—	—	—
14 地理情報システムの活用	所管課	総務部 総務課				
	取組内容	◆地理情報システムの総合的な活用について検討する。				
	得られる効果	●事務の効率化・データ管理の一元化・情報の共有化				
	実施年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
	取組計画	検討	検討	実施	実施	実施
	行動計画	住民に対して、機能を限定し簡単な操作で地図情報の検索・閲覧ができる公開型地理情報システムの導入を検討する。	住民に対して、機能を限定し簡単な操作で地図情報の検索・閲覧ができる公開型地理情報システムの導入を検討する。	住民に対して、機能を限定し簡単な操作で地図情報の検索・閲覧ができる公開型地理情報システムを導入する。	住民に対して、機能を限定し簡単な操作で地図情報の検索・閲覧ができる公開型地理情報システムを運用する。	住民に対して、機能を限定し簡単な操作で地図情報の検索・閲覧ができる公開型地理情報システムを運用する。
	数値目標等	—	—	—	—	—

太子町新行政改革大綱(第6次)実施計画

取	組	項	目	具 体 的 な 取 組 内 容							
3) 電子自治体の推進											
15 自治体クラウドの 導入検討	所 管 課	総務部 総務課									
	取 組 内 容	◆地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上等を図り、また、堅牢なデータセンターを活用することで、行政情報を保全し、災害・事故等発生時の業務継続を確保するため、今後、近隣市町等の動向も踏まえて導入を検討する。									
	得 ら れ る 効 果	●コストの削減・災害対応強化等									
	実 施 年 度	30年度		31年度		32年度		33年度		34年度	
	取 組 計 画	検討		検討		実施		実施		実施	
	行 動 計 画	自治体クラウドは複数団体による共同利用が必須であるため、近隣市町の動向を注視し、協議会の参加や先進地事例の研究等を推進する。		自治体クラウドは複数団体による共同利用が必須であるため、近隣市町の動向を注視し、協議会の参加や先進地事例の研究等を推進する。		近隣市町の自治体クラウド導入への動向を踏まえ、住民情報システムのリブレースに併せた導入を検討し、実施の可否を決定する。		近隣市町の自治体クラウド導入への動向を踏まえ、住民情報システムのリブレースに併せた導入を検討し、実施の可否を決定する。		近隣市町の自治体クラウド導入への動向を踏まえ、住民情報システムのリブレースに併せた導入を検討し、実施の可否を決定する。	
	数 値 目 標 等	—		—		—		—		—	

太子町新行政改革大綱(第6次)実施計画

取組項目	具	体	的	な	取組	内	容
1) 自主財源の確保							
16 町有財産の有効活用	所管課	総務部 財政課					
	取組内容	◆遊休土地の有効活用や売却、有償貸付について検討する。 旧庁舎跡地利用についても、賃貸を始めとした活用方法を検討する。					
	得られる効果	●財源の確保・管理コストの縮減・財産の有効活用					
	実施年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	
	取組計画	検討	検討	検討	検討	検討	
	行動計画	遊休土地について、用途区域における各土地の使用目的、面積等を考慮し、問題点・要望等を調査しながら検討を行う。	遊休土地について、用途区域における各土地の使用目的、面積等を考慮し、問題点・要望等を調査しながら検討を行う。	遊休土地について、用途区域における各土地の使用目的、面積等を考慮し、問題点・要望等を調査しながら検討を行う。	遊休土地について、用途区域における各土地の使用目的、面積等を考慮し、問題点・要望等を調査しながら検討を行う。	遊休土地について、用途区域における各土地の使用目的、面積等を考慮し、問題点・要望等を調査しながら検討を行う。	
	数値目標等	—	—	—	—	—	
17 国民健康保険税率の見直し	所管課	生活福祉部 町民課					
	取組内容	◆国保広域化の動向を注視し、国保財政の安定的な運営に資するため、国民健康保険税率の見直しについて検討する。					
	得られる効果	●財源の確保					
	実施年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	
	取組計画	実施	実施	実施	実施	実施	
	行動計画	国保広域化の動向を注視し、次年度以降の国保会計の収支予測を行い、財政調整基金の活用など、最終的な住民負担の観点を踏まえ、国民健康保険税率の見直しについて検討する。	国保広域化の動向を注視し、次年度以降の国保会計の収支予測を行い、財政調整基金の活用など、最終的な住民負担の観点を踏まえ、国民健康保険税率の見直しについて検討する。	国保広域化の動向を注視し、次年度以降の国保会計の収支予測を行い、財政調整基金の活用など、最終的な住民負担の観点を踏まえ、国民健康保険税率の見直しについて検討する。	国保広域化の動向を注視し、次年度以降の国保会計の収支予測を行い、財政調整基金の活用など、最終的な住民負担の観点を踏まえ、国民健康保険税率の見直しについて検討する。	国保広域化の動向を注視し、次年度以降の国保会計の収支予測を行い、財政調整基金の活用など、最終的な住民負担の観点を踏まえ、国民健康保険税率の見直しについて検討する。	
	数値目標等	—	—	—	—	—	

太子町新行政改革大綱(第6次)実施計画

取組項目	具	体	的	な	取組	内	容
1) 自主財源の確保							
18 広告収入の導入	所管課	総務部 企画政策課					
	取組内容	◆広報紙や封筒等に有料広告の掲載を検討する。 〔関連課:総務課(封筒)〕					
	得られる効果	●財源の確保・地域産業等の振興					
	実施年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	
	取組計画	検討	実施	実施	実施	実施	
	行動計画	広報紙への広告掲載について、行政情報優先の観点をふまえ、ページ増加費用と広告単価、掲載希望企業の確保方法について検討する。 公用封筒への広告掲載について、例規や広告料等の検討を行う。					
	数値目標等	—	216千円	216千円	216千円	216千円	
19 町税の滞納金の整理強化	所管課	総務部 税務課					
	取組内容	◆毎年度の徴収率の目標を定め、滞納額の減少に努める。					
	得られる効果	●負担の公平と財源の確保					
	実施年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	
	取組計画	実施	実施	実施	実施	実施	
	行動計画	納付環境を充実させ、納期内納付を推進する。 文書、徴収員、電話等で催告をきめ細かく行う。 納付相談等を実施し、滞納者の実情を把握する。 財産調査、実態調査を実施し、滞納処分を執行する。 各種調査の結果により滞納処分の執行を停止する。					
	数値目標等	<徴収率> ・現年分 99%以上 ・滞納繰越分 20%以上	<徴収率> ・現年分 99%以上 ・滞納繰越分 20%以上	<徴収率> ・現年分 99%以上 ・滞納繰越分 20%以上	<徴収率> ・現年分 99%以上 ・滞納繰越分 20%以上	<徴収率> ・現年分 99%以上 ・滞納繰越分 20%以上	

太子町新行政改革大綱(第6次)実施計画

取組項目	具	体	的	な	取組	内	容
1) 自主財源の確保							
20 水道料金と下水道使用料の滞納金の整理強化	所管課	経済建設部 上下水道事業所					
	取組内容	◆毎年度の徴収率の目標を定め、滞納額の減少に努める。					
	得られる効果	●負担の公平と財源の確保					
	実施年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	
	取組計画	実施	実施	実施	実施	実施	
	行動計画	水道料金等滞納整理、給水停止規程に基づく給水停止予告及び納付通知を毎月行い、納付の無い者に対して当月下旬に停水する。 また、単なる納付忘れによる未納者や分納誓約者等を訪問し、直接徴収や納付書の交付によるコンビニ納付など確実な履行を要請する。	水道料金等滞納整理、給水停止規程に基づく給水停止予告及び納付通知を毎月行い、納付の無い者に対して当月下旬に停水する。 また、単なる納付忘れによる未納者や分納誓約者等を訪問し、直接徴収や納付書の交付によるコンビニ納付など確実な履行を要請する。	水道料金等滞納整理、給水停止規程に基づく給水停止予告及び納付通知を毎月行い、納付の無い者に対して当月下旬に停水する。 また、単なる納付忘れによる未納者や分納誓約者等を訪問し、直接徴収や納付書の交付によるコンビニ納付など確実な履行を要請する。	水道料金等滞納整理、給水停止規程に基づく給水停止予告及び納付通知を毎月行い、納付の無い者に対して当月下旬に停水する。 また、単なる納付忘れによる未納者や分納誓約者等を訪問し、直接徴収や納付書の交付によるコンビニ納付など確実な履行を要請する。	水道料金等滞納整理、給水停止規程に基づく給水停止予告及び納付通知を毎月行い、納付の無い者に対して当月下旬に停水する。 また、単なる納付忘れによる未納者や分納誓約者等を訪問し、直接徴収や納付書の交付によるコンビニ納付など確実な履行を要請する。	
	数値目標等	1,238千円	1,238千円	1,238千円	1,238千円	1,238千円	
21 保育料の滞納金の整理強化	所管課	生活福祉部 社会福祉課					
	取組内容	◆毎年度の徴収率の目標を定め、滞納額の減少に努める。					
	得られる効果	●負担の公平と財源の確保					
	実施年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	
	取組計画	実施	実施	実施	実施	実施	
	行動計画	未納者への文書、電話による催告を行い、長期滞納者には納付相談により定期的な納付誓約を求め、自主納付を促すなど確実な債権管理を行い、滞納額の削減に取り組む。	未納者への文書、電話による催告を行い、長期滞納者には納付相談により定期的な納付誓約を求め、自主納付を促すなど確実な債権管理を行い、滞納額の削減に取り組む。	未納者への文書、電話による催告を行い、長期滞納者には納付相談により定期的な納付誓約を求め、自主納付を促すなど確実な債権管理を行い、滞納額の削減に取り組む。	未納者への文書、電話による催告を行い、長期滞納者には納付相談により定期的な納付誓約を求め、自主納付を促すなど確実な債権管理を行い、滞納額の削減に取り組む。	未納者への文書、電話による催告を行い、長期滞納者には納付相談により定期的な納付誓約を求め、自主納付を促すなど確実な債権管理を行い、滞納額の削減に取り組む。	
	数値目標等	収納率:99.00%	収納率:99.10%	収納率:99.20%	収納率:99.30%	収納率:99.40%	

太子町新行政改革大綱(第6次)実施計画

取組項目	具	体	的	な	取組	内	容
1) 自主財源の確保							
22 介護保険料の滞納金の整理強化	所管課	生活福祉部 高年介護課					
	取組内容	◆介護保険制度の理解を求め、滞納額の減少に努める。					
	得られる効果	●負担の公平と財源の確保					
	実施年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	
	取組計画	実施	実施	実施	実施	実施	
	行動計画	滞納分催告書送付、年金支給月及び年度末徴収(個別訪問)、滞納者の納付相談及び分納誓約締結の推進を通じて、収納率の向上に努める。	滞納分催告書送付、年金支給月及び年度末徴収(個別訪問)、滞納者の納付相談及び分納誓約締結の推進を通じて、収納率の向上に努める。	滞納分催告書送付、年金支給月及び年度末徴収(個別訪問)、滞納者の納付相談及び分納誓約締結の推進を通じて、収納率の向上に努める。	滞納分催告書送付、年金支給月及び年度末徴収(個別訪問)、滞納者の納付相談及び分納誓約締結の推進を通じて、収納率の向上に努める。	滞納分催告書送付、年金支給月及び年度末徴収(個別訪問)、滞納者の納付相談及び分納誓約締結の推進を通じて、収納率の向上に努める。	
	数値目標等	<収納率> 普通徴収現年 88.1% 普通徴収滞繰 10.5%	<収納率> 普通徴収現年 88.1% 普通徴収滞繰 10.5%	<収納率> 普通徴収現年 88.1% 普通徴収滞繰 10.5%	<収納率> 普通徴収現年 88.1% 普通徴収滞繰 10.5%	<収納率> 普通徴収現年 88.1% 普通徴収滞繰 10.5%	
23 ふるさと納税の推進	所管課	総務部 企画政策課					
	取組内容	◆近隣市町等の状況を調査・研究した上で、協力事業者と連携・協力の上、お礼品の開発等の推進などにより、町の魅力を発掘、PRするとともに、ふるさと納税収入額の増加を図る。					
	得られる効果	●自主財源の確保・地域活性化・産業育成、農業振興					
	実施年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	
	取組計画	実施	実施	実施	実施	実施	
	行動計画	お礼品の開発、協力事業者との連携等により、町の魅力の発掘及びPRを推進し、ふるさと納税収入額の維持・増加に努める。	お礼品の開発、協力事業者との連携等により、町の魅力の発掘及びPRを推進し、ふるさと納税収入額の維持・増加に努める。	お礼品の開発、協力事業者との連携等により、町の魅力の発掘及びPRを推進し、ふるさと納税収入額の維持・増加に努める。	お礼品の開発、協力事業者との連携等により、町の魅力の発掘及びPRを推進し、ふるさと納税収入額の維持・増加に努める。	お礼品の開発、協力事業者との連携等により、町の魅力の発掘及びPRを推進し、ふるさと納税収入額の維持・増加に努める。	
	数値目標等	230,080千円	230,080千円	230,080千円	230,080千円	230,080千円	

太子町新行政改革大綱(第6次)実施計画

取組項目		具 体 的 な 取 組 内 容				
1) 自主財源の確保						
24 個人住民税の特別徴収の推進	所 管 課	総務部 税務課				
	取 組 内 容	◆平成30年度より兵庫県下全市町で、個人住民税特別徴収の一斉指定を開始することに伴い、特別徴収実施率（給与所得者のうちの特別徴収で納付している人数/給与所得者の納税義務者数）の向上を図り、徴収率の向上に努める。 特別徴収未実施の事業主に対して文書、電話、訪問等により制度周知を図り、特別徴収への切替えを促進する。				
	得 ら れ る 効 果	●納税義務者の利便性の向上・徴収率の向上・課税事務の効率化				
	実 施 年 度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
	取 組 計 画	実施	実施	実施	実施	実施
	行 動 計 画	原則として所得税の源泉徴収義務のあるすべての給与支払者（事業者）を特別徴収義務者に指定し、個人住民税の特別徴収を徹底する。特別徴収未実施の事業者に対して文書、電話、訪問等により制度周知を図り、特別徴収への切替えを促進する。	原則として所得税の源泉徴収義務のあるすべての給与支払者（事業者）を特別徴収義務者に指定し、個人住民税の特別徴収を徹底する。特別徴収未実施の事業者に対して文書、電話、訪問等により制度周知を図り、特別徴収への切替えを促進する。	原則として所得税の源泉徴収義務のあるすべての給与支払者（事業者）を特別徴収義務者に指定し、個人住民税の特別徴収を徹底する。特別徴収未実施の事業者に対して文書、電話、訪問等により制度周知を図り、特別徴収への切替えを促進する。	原則として所得税の源泉徴収義務のあるすべての給与支払者（事業者）を特別徴収義務者に指定し、個人住民税の特別徴収を徹底する。特別徴収未実施の事業者に対して文書、電話、訪問等により制度周知を図り、特別徴収への切替えを促進する。	原則として所得税の源泉徴収義務のあるすべての給与支払者（事業者）を特別徴収義務者に指定し、個人住民税の特別徴収を徹底する。特別徴収未実施の事業者に対して文書、電話、訪問等により制度周知を図り、特別徴収への切替えを促進する。
	数 値 目 標 等	特別徴収実施率 86.5%以上	特別徴収実施率 87.0%以上	特別徴収実施率 87.5%以上	特別徴収実施率 88.0%以上	特別徴収実施率 88.5%以上
25 歳入確保方策の検討	所 管 課	総務部 総務課				
	取 組 内 容	◆各町税税率の見直しなど、歳入確保への取組を全庁的に検討し、自主財源の確保を図る。 〔関連課:全課〕				
	得 ら れ る 効 果	●自主財源の確保				
	実 施 年 度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
	取 組 計 画	検討	実施	実施	実施	実施
	行 動 計 画	新たな歳入の確保に向けて職員提案を募り、取り組み可能かを担当課とともに検証する。 また、税率の見直し等についても検討を行う。	税率の見直しや職員提案によって実施可能となった取り組みについて順次実施していく。	税率の見直しや職員提案によって実施可能となった取り組みについて順次実施していく。	税率の見直しや職員提案によって実施可能となった取り組みについて順次実施していく。	税率の見直しや職員提案によって実施可能となった取り組みについて順次実施していく。
	数 値 目 標 等	—	—	—	—	—

太子町新行政改革大綱(第6次)実施計画

取組項目		具 体 的 な 取 組 内 容				
2) 歳出の抑制						
26 単独事業の見直し	所 管 課	総務部 財政課				
	取 組 内 容	◆国県の補助等が終了し一般財源化した事業及び町単独扶助費について見直しを行う。				
	得 ら れ る 効 果	●経費の削減				
	実 施 年 度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
	取 組 計 画	実施	実施	実施	実施	実施
	行 動 計 画	扶助費が増大していることから、他市町のサービス水準との均衡を考慮しつつ、補助が終了し一般財源化した事業及び町単独扶助費について縮小、廃止を検討する。	扶助費が増大していることから、他市町のサービス水準との均衡を考慮しつつ、補助が終了し一般財源化した事業及び町単独扶助費について縮小、廃止を検討する。	扶助費が増大していることから、他市町のサービス水準との均衡を考慮しつつ、補助が終了し一般財源化した事業及び町単独扶助費について縮小、廃止を検討する。	扶助費が増大していることから、他市町のサービス水準との均衡を考慮しつつ、補助が終了し一般財源化した事業及び町単独扶助費について縮小、廃止を検討する。	扶助費が増大していることから、他市町のサービス水準との均衡を考慮しつつ、補助が終了し一般財源化した事業及び町単独扶助費について縮小、廃止を検討する。
	数 値 目 標 等	—	—	—	—	—
27 補助金等の見直し	所 管 課	総務部 財政課				
	取 組 内 容	◆すべての補助金等の公益性、行政効果について検証し、サンセット方式により見直しを行う。				
	得 ら れ る 効 果	●経費の削減				
	実 施 年 度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
	取 組 計 画	実施	実施	実施	実施	実施
	行 動 計 画	全ての補助金等について、定期的な見直しを実施する。(交付対象の妥当性や運営状況の評価を行う等、公益性、行政効果について検証し、見直しを行なう。)	全ての補助金等について、定期的な見直しを実施する。(交付対象の妥当性や運営状況の評価を行う等、公益性、行政効果について検証し、見直しを行なう。)	全ての補助金等について、定期的な見直しを実施する。(交付対象の妥当性や運営状況の評価を行う等、公益性、行政効果について検証し、見直しを行なう。)	全ての補助金等について、定期的な見直しを実施する。(交付対象の妥当性や運営状況の評価を行う等、公益性、行政効果について検証し、見直しを行なう。)	全ての補助金等について、定期的な見直しを実施する。(交付対象の妥当性や運営状況の評価を行う等、公益性、行政効果について検証し、見直しを行なう。)
	数 値 目 標 等	—	—	—	—	—

太子町新行政改革大綱(第6次)実施計画

取組項目	具	体	的	な	取組	内	容
2) 歳出の抑制							
28 エネルギー調達の検討	所管課	総務部 財政課					
	取組内容	◆電気・ガスなどの調達先を固定せず、コスト意識を持ち、新電力を含めた調達先を検討する。 〔関連課:総務課・管理課〕					
	得られる効果	●経費の削減					
	実施年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	
	取組計画	検討	検討	検討	検討	検討	
	行動計画	29年度に高圧契約を導入し、一定の成果が得られたので、見積入札を実施する等、さらに経費削減に向けて検討を行う。	29年度に高圧契約を導入し、一定の成果が得られたので、見積入札を実施する等、さらに経費削減に向けて検討を行う。	29年度に高圧契約を導入し、一定の成果が得られたので、見積入札を実施する等、さらに経費削減に向けて検討を行う。	29年度に高圧契約を導入し、一定の成果が得られたので、見積入札を実施する等、さらに経費削減に向けて検討を行う。	29年度に高圧契約を導入し、一定の成果が得られたので、見積入札を実施する等、さらに経費削減に向けて検討を行う。	
	数値目標等	—	—	—	—	—	
29 公共施設等総合計画の推進	所管課	総務部 財政課					
	取組内容	◆将来的な人口減少や人口構成の変化を踏まえた本町が所有する公共施設やインフラ資産の最適化を図るものとして、平成28年度末に「太子町公共施設等総合管理計画」を策定した。本計画では40年で床面積25%の削減という目標を掲げているが、その目標に基づき、段階的に公共建築物の床面積を削減できるよう、将来を見据えた公共施設等マネジメントを実施する。					
	得られる効果	●経常経費の削減・スリム化等					
	実施年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	
	取組計画	実施	実施	実施	実施	実施	
	行動計画	庁内組織である「太子町公共施設等マネジメント検討委員会」において、公共施設の施設整備・管理運営等を検証し、今後の公共施設等のあり方を検討する。 30年度は「つくも荘」の解体を実施する。	庁内組織である「太子町公共施設等マネジメント検討委員会」において、公共施設の施設整備・管理運営等を検証し、今後の公共施設等のあり方を検討する。 31年度は各施設の個別計画の策定準備を行う。	庁内組織である「太子町公共施設等マネジメント検討委員会」において、公共施設の施設整備・管理運営等を検証し、今後の公共施設等のあり方を検討する。 32年度は各施設の個別計画を策定する。	庁内組織である「太子町公共施設等マネジメント検討委員会」において、公共施設の施設整備・管理運営等を検証し、今後の公共施設等のあり方を検討する。	庁内組織である「太子町公共施設等マネジメント検討委員会」において、公共施設の施設整備・管理運営等を検証し、今後の公共施設等のあり方を検討する。	
	数値目標等	▲581㎡ (公共施設の延床面積)	▲581㎡ (公共施設の延床面積)	▲581㎡ (公共施設の延床面積)	▲581㎡ (公共施設の延床面積)	▲581㎡ (公共施設の延床面積)	

太子町新行政改革大綱(第6次)実施計画

取組項目		具 体 的 な 取 組 内 容				
2) 歳出の抑制						
30 医療費適正化に係る 取組の強化	所 管 課	生活福祉部 町民課				
	取 組 内 容	◆医療費の適正化や保険給付の適正化等の取り組みに成果を上げた保険者を評価し、実績に応じた財政措置（インセンティブ）を行う「保険者努力支援制度」の評価項目となる各種取組を一層推進し、財政基盤の強化を図る。				
	得 ら れ る 効 果	●財政基盤の強化・医療費の適正化				
	実 施 年 度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
	取 組 計 画	実施	実施	実施	実施	実施
	行 動 計 画	特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上など保険者努力支援制度の評価項目となる各種取組について、費用対効果等を十分に検討したうえで実施する。	特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上など保険者努力支援制度の評価項目となる各種取組について、費用対効果等を十分に検討したうえで実施する。	特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上など保険者努力支援制度の評価項目となる各種取組について、費用対効果等を十分に検討したうえで実施する。	特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上など保険者努力支援制度の評価項目となる各種取組について、費用対効果等を十分に検討したうえで実施する。	特定健診受診率・特定保健指導実施率の向上など保険者努力支援制度の評価項目となる各種取組について、費用対効果等を十分に検討したうえで実施する。
	数 値 目 標 等	—	—	—	—	—
31 介護給付費適正化の推進	所 管 課	生活福祉部 高年介護課				
	取 組 内 容	◆介護サービスにおいて、過剰介護を行っていないか、国保連合会から送られてくる情報等を確認し、過剰分については、プランの見直しを求め、給付費返還などの対応を行う。				
	得 ら れ る 効 果	●介護給付の適正化・高齢者の負担軽減				
	実 施 年 度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
	取 組 計 画	実施	実施	実施	実施	実施
	行 動 計 画	①要介護認定の適正化 ②ケアプランの点検及びケアマネジャーへの指導 ③住宅改修等の点検 ④縦覧点検 ⑤介護給付費全件通知 これらの取り組みにより、介護サービスの適正化に努める。	①要介護認定の適正化 ②ケアプランの点検及びケアマネジャーへの指導 ③住宅改修等の点検 ④縦覧点検 ⑤介護給付費全件通知 これらの取り組みにより、介護サービスの適正化に努める。	①要介護認定の適正化 ②ケアプランの点検及びケアマネジャーへの指導 ③住宅改修等の点検 ④縦覧点検 ⑤介護給付費全件通知 これらの取り組みにより、介護サービスの適正化に努める。	①要介護認定の適正化 ②ケアプランの点検及びケアマネジャーへの指導 ③住宅改修等の点検 ④縦覧点検 ⑤介護給付費全件通知 これらの取り組みにより、介護サービスの適正化に努める。	①要介護認定の適正化 ②ケアプランの点検及びケアマネジャーへの指導 ③住宅改修等の点検 ④縦覧点検 ⑤介護給付費全件通知 これらの取り組みにより、介護サービスの適正化に努める。
	数 値 目 標 等	66千円	56千円	36千円	16千円	6千円

太子町新行政改革大綱(第6次)実施計画

取組項目		具 体 的 な 取 組 内 容				
3) 受益者負担の適正化						
32 使用料・手数料等の適正化	所 管 課	総務部 財政課				
	取 組 内 容	◆すべての使用料・手数料等について、受益者負担の適正化の観点から見直しを行う。				
	得 ら れ る 効 果	●負担と受益の適正化				
	実 施 年 度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
	取 組 計 画	実施	実施	実施	実施	実施
	行 動 計 画	全ての使用料・手数料について、見直しを実施する。(受益の程度に応じた負担の公平性、適正化を図るとともに、各種使用料等の減免措置について見直しを行う。)	予算査定を通して、既存の使用料・手数料について、受益の程度に応じた負担の公平性、適正化を図るとともに、各種使用料等の減免措置について継続的な見直しを検討する。	予算査定を通して、既存の使用料・手数料について、受益の程度に応じた負担の公平性、適正化を図るとともに、各種使用料等の減免措置について継続的な見直しを検討する。	予算査定を通して、既存の使用料・手数料について、受益の程度に応じた負担の公平性、適正化を図るとともに、各種使用料等の減免措置について継続的な見直しを検討する。	予算査定を通して、既存の使用料・手数料について、受益の程度に応じた負担の公平性、適正化を図るとともに、各種使用料等の減免措置について継続的な見直しを検討する。
	数 値 目 標 等	－	－	－	－	－
33 水道料金の見直し	所 管 課	経済建設部 上下水道事業所				
	取 組 内 容	◆適正な受益者負担となるよう定期的に、水道料金の見直しを検討する。				
	得 ら れ る 効 果	●負担と受益の適正化				
	実 施 年 度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
	取 組 計 画	検討	検討	実施	検討	検討
	行 動 計 画	29年度策定の水道ビジョン・経営戦略において、32年度以降、概ね5年に一度の割合で水道料金等を見直し、将来にわたり安定した事業環境を維持することとしており、(公社)日本水道協会作成の「水道料金改定業務の手引き」等を参考に準備作業を行う。	32年度より新料金体系に移行できるよう改定案を作成し、行財政審議会への諮問・条例改正を行う。	31年度の消費税改定(8%→10%)が受益者に及ぼす負担感に配慮しつつ、改定率を概ね10%とした新料金体系に移行する。	施設・管路の老朽化・防災対策、更新・維持管理を計画的に実施し、将来にわたり安全・安心な事業運営を堅持するため、独立採算を原則とする公営企業として中長期的な財政収支均衡に向け継続的に水道料金を見直しを検討する。	施設・管路の老朽化・防災対策、更新・維持管理を計画的に実施し、将来にわたり安全・安心な事業運営を堅持するため、独立採算を原則とする公営企業として中長期的な財政収支均衡に向け継続的に水道料金を見直しを検討する。
	数 値 目 標 等	－	－	40,751千円	40,751千円	40,751千円

太子町新行政改革大綱(第6次)実施計画

取組項目	具	体	的	な	取組	内	容
3) 受益者負担の適正化							
34 下水道使用料の見直し	所管課	経済建設部 上下水道事業所					
	取組内容	◆適正な受益者負担となるよう定期的に、下水道使用料の見直しを検討する。					
	得られる効果	●負担と受益の適正化					
	実施年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	
	取組計画	検討	実施	検討	検討	検討	
	行動計画	特別会計として一般会計からの繰入金により収支不足の全額が補てんされてきたが、地方公営企業法の適用により独立採算を目指すこととなったため、赤字体質からの脱却を目標として下水道使用料の改定を検討する。31年度より新料金体系に移行できるよう改定案を作成し、行財政審議会への諮問・条例改正を行う。					
35 ごみ減量化の推進	所管課	生活福祉部 生活環境課					
	取組内容	◆分別収集の徹底、集団回収運動や生ごみの削減施策等の実施によるごみの減量化及びリサイクルを推進し、負担の公平性を図るため、家庭ごみの有料化を検討する。					
	得られる効果	●ごみの減量化・リサイクルの推進・負担と受益の適正化					
	実施年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	
	取組計画	実施	実施	実施	実施	実施	
	行動計画	ごみの減量化の取組みとして、平成24年度より大型ごみの日に資源ごみ(新聞・雑誌・段ボール・布類)を出さない取組みを本格的に実施したが、引き続き地域の集団回収運動を推進していく。また、リサイクルの推進として、ごみの分別の周知徹底を広報や自治会回覧等で推進していく。家庭ごみの有料化については、近隣市町の動向を見ながら、必要に応じて、たつの市と構成する揖龍保健衛生施設事務組合で検討する。					
35 ごみ減量化の推進	数値目標等	—	52,488千円	52,488千円	52,488千円	52,488千円	
	所管課	生活福祉部 生活環境課					
	取組内容	◆分別収集の徹底、集団回収運動や生ごみの削減施策等の実施によるごみの減量化及びリサイクルを推進し、負担の公平性を図るため、家庭ごみの有料化を検討する。					
	得られる効果	●ごみの減量化・リサイクルの推進・負担と受益の適正化					
	実施年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	
	取組計画	実施	実施	実施	実施	実施	
35 ごみ減量化の推進	行動計画	ごみの減量化の取組みとして、平成24年度より大型ごみの日に資源ごみ(新聞・雑誌・段ボール・布類)を出さない取組みを本格的に実施したが、引き続き地域の集団回収運動を推進していく。また、リサイクルの推進として、ごみの分別の周知徹底を広報や自治会回覧等で推進していく。家庭ごみの有料化については、近隣市町の動向を見ながら、必要に応じて、たつの市と構成する揖龍保健衛生施設事務組合で検討する。					
	数値目標等	—	—	—	—	—	

太子町新行政改革大綱(第6次)実施計画

取組項目		具 体 的 な 取 組 内 容				
1) 外部委託の推進						
36 都市公園の管理委託	所 管 課	経済建設部 まちづくり課				
	取 組 内 容	◆都市公園の管理委託を検討する。				
	得 ら れ る 効 果	●経費の削減				
	実 施 年 度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
	取 組 計 画	検討	検討	検討	検討	検討
	行 動 計 画	法改正により策定された公募設置管理制度(民間事業者が都市公園内に収益施設を設置し、収益等を利用し整備や管理を行うことができる)の可能性について、情報収集や検討を行う。	法改正により策定された公募設置管理制度(民間事業者が都市公園内に収益施設を設置し、収益等を利用し整備や管理を行うことができる)の可能性について、情報収集や検討を行う。	法改正により策定された公募設置管理制度(民間事業者が都市公園内に収益施設を設置し、収益等を利用し整備や管理を行うことができる)の可能性について、情報収集や検討を行う。	法改正により策定された公募設置管理制度(民間事業者が都市公園内に収益施設を設置し、収益等を利用し整備や管理を行うことができる)の可能性について、情報収集や検討を行う。	法改正により策定された公募設置管理制度(民間事業者が都市公園内に収益施設を設置し、収益等を利用し整備や管理を行うことができる)の可能性について、情報収集や検討を行う。
	数 値 目 標 等	—	—	—	—	—
37 社会教育施設の管理委託	所 管 課	教育委員会 社会教育課				
	取 組 内 容	◆社会教育施設(地区公民館・町民体育館・陸上競技場・図書館・文化会館・歴史資料館)について、民間委託、指定管理者制度の導入を再検討する。 〔関連課:文化推進課〕				
	得 ら れ る 効 果	●住民サービスの向上・経費の削減				
	実 施 年 度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
	取 組 計 画	検討	検討	検討	検討	検討
	行 動 計 画	受付業務を民間委託若しくは指定管理とした場合の費用対効果や、体育や文化の普及事業等、また、図書館、歴史資料館におけるノウハウの蓄積なども考慮しつつ、検討を進める。	受付業務を民間委託若しくは指定管理とした場合の費用対効果や、体育や文化の普及事業等、また、図書館、歴史資料館におけるノウハウの蓄積なども考慮しつつ、検討を進める。	受付業務を民間委託若しくは指定管理とした場合の費用対効果や、体育や文化の普及事業等、また、図書館、歴史資料館におけるノウハウの蓄積なども考慮しつつ、検討を進める。	受付業務を民間委託若しくは指定管理とした場合の費用対効果や、体育や文化の普及事業等、また、図書館、歴史資料館におけるノウハウの蓄積なども考慮しつつ、検討を進める。	受付業務を民間委託若しくは指定管理とした場合の費用対効果や、体育や文化の普及事業等、また、図書館、歴史資料館におけるノウハウの蓄積なども考慮しつつ、検討を進める。
	数 値 目 標 等	—	—	—	—	—

太子町新行政改革大綱(第6次)実施計画

取組項目		具 体 的 な 取 組 内 容				
1) 外部委託の推進						
38 窓口業務等の管理委託	所 管 課	総務部 総務課				
	取 組 内 容	◆窓口業務等の管理委託を検討する。 〔関連課:全課〕				
	得 ら れ る 効 果	●経費の削減				
	実 施 年 度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
	取 組 計 画	検討	検討	実施	実施	実施
	行 動 計 画	窓口業務や日直業務等について、近隣市町の状況や、管理委託に係る先進地の事例を調査・研究し、住民サービスの維持・向上、経費削減の観点から、導入の可否を検討する。	30年度に検討した内容について、32年度より管理委託が可能な部門については、担当課等と調整を行い、予算措置等遺漏のないよう対応する。また、引き続き検討が必要な部門等については、情報収集に努める。	管理委託可能部門については、運用を開始する。 (引き続き検討が必要な部門等については、情報収集を継続。)	運用開始後の管理委託について、効果や課題等の検証を行う。 (引き続き検討が必要な部門等については、情報収集を継続。)	引き続き、運用開始後の管理委託について、効果や課題等の検証を行うとともに、継続検討を行っていた部門等について、管理委託導入の可否を決定する。
	数 値 目 標 等	—	—	—	—	—

太子町新行政改革大綱(第6次)実施計画

取組項目		具 体 的 な 取 組 内 容				
2) 住民との協働によるまちづくりの推進						
39 住民参画・協働の推進	所 管 課	総務部 企画政策課				
	取 組 内 容	◆自治基本条例を制定し、住民主体の事業実施等の取組を推進する。				
	得 ら れ る 効 果	●住民参画・協働の推進				
	実 施 年 度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
	取 組 計 画	実施	実施	実施	実施	実施
	行 動 計 画	住民、議会、行政が参画・協働してまちづくりを進めるための基本的なルールである「自治基本条例」を制定する。	自治基本条例に基づき、まちづくりにおける参画と協働の取り組みを実践する。また、新たな参画と協働の仕組みづくりを検討、具体化する。	自治基本条例に基づき、まちづくりにおける参画と協働の取り組みを実践する。また、新たな参画と協働の仕組みづくりを検討、具体化する。	自治基本条例に基づき、まちづくりにおける参画と協働の取り組みを実践する。また、新たな参画と協働の仕組みづくりを検討、具体化する。	自治基本条例に基づき、まちづくりにおける参画と協働の取り組みを実践する。また、新たな参画と協働の仕組みづくりを検討、具体化する。
	数 値 目 標 等	－	－	－	－	－

太子町新行政改革大綱(第6次)実施計画

取	組	項	目	具 体 的 な 取 組 内 容					
1) 組織機構の活性化と人材育成の推進									
40 定期的な組織の見直し	所 管 課	総務部 総務課							
	取 組 内 容	◆時代に即した簡素で効率的な組織・機構づくりを行う。							
	得 ら れ る 効 果	●事務の効率化・住民サービスの向上							
	実 施 年 度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度			
	取 組 計 画	実施	実施	実施	実施	実施			
	行 動 計 画	組織・機構の適時見直しを行う。	組織・機構の適時見直しを行う。	組織・機構の適時見直しを行う。	組織・機構の適時見直しを行う。	組織・機構の適時見直しを行う。			
	数 値 目 標 等	—	—	—	—	—			
41 人材育成計画の見直し	所 管 課	総務部 総務課							
	取 組 内 容	◆求められる職員像を明らかにし、人事制度全般(人事評価制度・研修計画・人事異動・専門職選択等)を人材育成計画に取り入れる。また、研修修了者を講師とした庁内研修や、新たな派遣研修(事業課・専門職)等について検討を行うとともに、新規採用職員の指導体制についても、そのあり方を再考する。							
	得 ら れ る 効 果	●職員の資質向上・職員の意識改革							
	実 施 年 度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度			
	取 組 計 画	検討	実施	実施	実施	実施			
	行 動 計 画	職員研修について、内部研修の拡充や、新たな派遣研修(事業課・専門職)等について検討を行う。また、新規採用職員の指導体制についても、そのあり方を再考する。	30年度の検討内容について、実施可能な研修等については運用を開始する。	30年度の検討内容について、実施可能な研修等については運用を開始する。	30年度の検討内容について、実施可能な研修等については運用を開始する。	30年度の検討内容について、実施可能な研修等については運用を開始する。	人材育成計画の内容や、その成果について検証し、計画の見直しを行う。		
	数 値 目 標 等	研修受講者延べ600人	研修受講者延べ610人	研修受講者延べ620人	研修受講者延べ630人	研修受講者延べ640人			

太子町新行政改革大綱(第6次)実施計画

取組項目	具	体	的	な	取組	内	容
1) 組織機構の活性化と人材育成の推進							
42 嘱託職員及び臨時職員の雇用条件等の見直し	所管課	総務部 総務課					
	取組内容	◆平成32年度に施行される改正地方自治法及び地方公務員法に基づき、現在の嘱託職員及び臨時職員の勤務条件等を精査し、任用根拠及び確保されるべき勤務条件等を整理した上で、適切な運用を図る。					
	得られる効果	●適正な雇用及び勤務条件の確保					
	実施年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	
	取組計画	検討	検討	実施	実施	実施	
	行動計画	近隣市町等の状況調査、法改正に係る解釈の整理、現行職員(嘱託及び臨時)の処遇、必要となる例規改正の把握などを行い、当該職員からの移行が想定される会計年度任用職員の制度設計を行う。	30年度の制度設計に基づき、32年度の運用開始に向け、条例等の改正、運用マニュアル等の整備、現行職員への周知、新年度募集等の事務を計画的に行う。	法改正に基づく新たな制度の運用を開始する。	運用上の課題の整理、マニュアルの改正等を適宜行う。	運用上の課題の整理、マニュアルの改正等を適宜行う。	
	数値目標等	—	—	—	—	—	
43 職員の安全衛生管理体制の充実	所管課	総務部 総務課					
	取組内容	◆安全衛生委員会を定期的に開催し、職場環境の改善や健康診断の事後指導を実施するとともに、近年、増加が顕著な精神疾患による長期休業者の発生を防止するため、メンタルヘルス対策を強化し、働きやすい職場環境を整える。					
	得られる効果	●職員の負担軽減・住民サービスの向上					
	実施年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	
	取組計画	検討	検討	実施	実施	実施	
	行動計画	ストレスチェックにおいて、判定に表われない自己申告(ストレス)がある者への対策を講じるとともに、ラインケアの充実に資する派遣研修の拡充及び内部研修の開催等を検討する。また、その他の安全衛生に係る先進地の取り組みについても調査・研究し、その導入について検討を行う。	ストレスチェックにおいて、判定に表われない自己申告(ストレス)がある者への対策を講じるとともに、ラインケアの充実に資する派遣研修の拡充及び内部研修の開催等を検討する。また、その他の安全衛生に係る先進地の取り組みについても調査・研究し、その導入について検討を行う。	31年度までの検討内容について、適宜実施していく。	31年度までの検討内容について、適宜実施していく。	31年度までの検討内容について、適宜実施していくとともに、安全衛生業務の運用状況等に照らし、規程の見直しを検討する。	
	数値目標等	—	—	—	—	—	

太子町新行政改革大綱(第6次)実施計画

取組項目	具	体	的	な	取組	内	容
2) 定員管理及び給与の適正化							
44 職員数の見直し	所管課	総務部 総務課					
	取組内容	◆平成27年度以降の第2次定員管理適正化計画に基づき、本計画の実施を基本とした上で、各課の事業の進捗状況等を絶えず把握しながら、喫緊の課題には柔軟に対応し、職員採用への反映や民間委託の検討などを行う。					
	得られる効果	●適切な人員配置等による住民サービスの向上					
	実施年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	
	取組計画	実施	実施	実施	実施	実施	
	行動計画	定員管理計画の実施を基本とした上で、組織改正や各課の事業の進捗状況等を踏まえ、また、再任用職員や、今後導入が予定される定年延長制度の動向に注視しつつ、採用計画を決定する。また、経費削減等の観点から、部門によっては管理委託の検討を行う。					
	数値目標等	—	—	—	—	—	
45 職員採用方法の見直し	所管課	総務部 総務課					
	取組内容	◆有能な人材を確保するため、試験方法・採用基準の見直しを行うとともに、民間企業等の経験者の採用も検討する。					
	得られる効果	●有能、経験豊富な人材の確保・住民サービスの向上					
	実施年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	
	取組計画	実施	実施	実施	実施	実施	
	行動計画	景気の動向、職員年齢構成等を総合的に勘案しながら、社会人採用や試験手法の見直し等を適宜行う。また、任期付職員制度などの調査・研究も併せて行い、町の課題解決に資する制度の導入を検討する。					
	数値目標等	—	—	—	—	—	

太子町新行政改革大綱(第6次)実施計画

取組項目		具体的な取組内容				
2) 定員管理及び給与の適正化						
46 特別職、一般職給与の適正化	所管課	総務部 総務課				
	取組内容	◆特別職報酬の定期的な見直しを行うとともに、一般職給与について国家公務員給与との整合を図る。				
	得られる効果	●適正な報酬と給与水準の維持				
	実施年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
	取組計画	実施	実施	実施	実施	実施
	行動計画	特別職報酬の定期的な見直しを行うとともに、一般職給与について、人事院勧告に基づき適正な給与を堅持する。	特別職報酬の定期的な見直しを行うとともに、一般職給与について、人事院勧告に基づき適正な給与を堅持する。	特別職報酬の定期的な見直しを行うとともに、一般職給与について、人事院勧告に基づき適正な給与を堅持する。	特別職報酬の定期的な見直しを行うとともに、一般職給与について、人事院勧告に基づき適正な給与を堅持する。	特別職報酬の定期的な見直しを行うとともに、一般職給与について、人事院勧告に基づき適正な給与を堅持する。
	数値目標等	—	—	—	—	—
47 時間外勤務の削減	所管課	総務部 総務課				
	取組内容	◆課内での事務応援の徹底や振替制度の活用により、職員の健康管理の増進と手当の削減を図る。 また、現在の時間外勤務縮減に関する通知等に加え、近隣市町等の先進事例などを参考とし、具体的な対策について検討する。				
	得られる効果	●職員の健康増進・経費の削減				
	実施年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
	取組計画	実施	実施	実施	実施	実施
	行動計画	年度当初に、昨年度の状況の集計を基に、時間外勤務縮減を通知するとともに、現状を認識、縮減に資する課内資料を各所属長に配布し、時間外勤務縮減を促す。また、毎週水曜日をノー残業デーとしているため、このことについても徹底し、削減を図るとともに、近隣市町等の先進事例などを参考とし、具体的な対策について検討する。	年度当初に、昨年度の状況の集計を基に、時間外勤務縮減を通知するとともに、現状を認識、縮減に資する課内資料を各所属長に配布し、時間外勤務縮減を促す。また、毎週水曜日をノー残業デーとしているため、このことについても徹底し、削減を図るとともに、近隣市町等の先進事例などを参考とし、具体的な対策について検討する。	年度当初に、昨年度の状況の集計を基に、時間外勤務縮減を通知するとともに、現状を認識、縮減に資する課内資料を各所属長に配布し、時間外勤務縮減を促す。また、毎週水曜日をノー残業デーとしているため、このことについても徹底し、削減を図るとともに、近隣市町等の先進事例などを参考とし、具体的な対策について検討する。	年度当初に、昨年度の状況の集計を基に、時間外勤務縮減を通知するとともに、現状を認識、縮減に資する課内資料を各所属長に配布し、時間外勤務縮減を促す。また、毎週水曜日をノー残業デーとしているため、このことについても徹底し、削減を図るとともに、近隣市町等の先進事例などを参考とし、具体的な対策について検討する。	年度当初に、昨年度の状況の集計を基に、時間外勤務縮減を通知するとともに、現状を認識、縮減に資する課内資料を各所属長に配布し、時間外勤務縮減を促す。また、毎週水曜日をノー残業デーとしているため、このことについても徹底し、削減を図るとともに、近隣市町等の先進事例などを参考とし、具体的な対策について検討する。
	数値目標等	▲2,167千円	▲2,167千円	▲2,167千円	▲2,167千円	▲2,167千円

用 語	用 語 の 解 説
電子入札	入札情報（予定、結果）、入札公告、入札の実施を、インターネットを介して行うこと。
私会計・公会計	保護者等からの給食費を元に支出部分を一元的に賄う私会計に対し、公会計は、国及び地方公共団体において、一般の歳入歳出を予算化し経理する一般会計の手法。
CSアンケート	提供しているサービスなどに対し、利用者等がどの程度満足しているかを確認する調査。どのような方が、どのような点で満足しているのか、不満足であるのかといった詳細を分析し、改善点やそのための行動を導き出すもの。
議会報告会	定例会での議論等の議会活動に関する情報を、議員が町民に直接報告・説明し、町政に関する情報を提供するとともに、町政に対する提言等を聴く貴重な機会として、町民との意見交換会を行うことを目的に開催される報告会。
地理情報システム	デジタル化された地図(地形)データと統計データや位置の持つ属性情報などのデータを統合的に扱う情報システム(G I S＝地理情報システムともいう)。
自治体クラウド	ハードウェア、ソフトウェアを自庁で保有・管理するのではなく、庁外のデータセンターで保有・管理し、通信回線を経由して他団体と共同利用する仕組み。
ふるさと納税	ふるさとや応援したい自治体へ寄付をした個人や法人の納税額を軽減する制度。公益にかなう寄付をした納税者の税額を減らす寄付制度の一種。
個人住民税特別徴収	事業主が給与を支払う際に、毎月の給与から個人住民税を天引きし、従業員に代わって毎月納入する制度。原則として所得税の源泉徴収をする全ての事業主に実施が義務づけられている。
扶助費	社会保障制度の一環として、老人福祉法などの各種法令に基づいて支払われる経費、及び地方公共団体が単独で行っている扶助の経費のこと。
サンセット方式	事業の実施や補助金の支給などについて終期を定めておくこと。ある一定期間を経過した場合に、自動的に終了させることを示す場合もある。計画の見直しや終了に強制力を持たせる方法の一つ。
新電力	大手電力会社（一般電気事業者）とは別に新規参入し、電気の小売りをを行う事業者のこと。正式名称は「特定規模電気事業者」、略称「PPS」。
太子町公共施設等総合管理計画	住民サービスを効率的・持続的に提供できるよう、本町が所有する公共施設等（公共建築物、インフラ資産）を総合的かつ計画的に管理するため、今後のあり方や方針をまとめた基本計画。
指定管理者制度	地方自治体が所管する公の施設について、管理、運営を民間事業者を含む法人やその他の団体に委託することができる制度。公の施設の管理、運営に民間等のノウハウを導入することで、業務の効率化等の効果が期待できる。
自治基本条例	まちづくりを進めるにあたって、住民・議会・行政が担うべき役割や、まちづくりの基本的なルールを明文化した条例。

用 語	用 語 の 解 説
人事評価制度	職員の勤務の実績並びに執務に関連して見られた職員の性格・能力及び適性を記録して、これを職員の指導監督の有効指針とするとともに、任用、給与、その他人事行政運営上の公正な基礎資料として活用し、職員の能率の発揮及び増進を図るもの。
安全衛生委員会	労働安全衛生法に基づき、労働者の危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策などの重要事項について、調査審議する委員会。常時使用する労働者が50人以上の事業場などの基準に該当する場合、設置が義務付けられている。
人事院勧告	人事院が人事行政などに関し、関係行政機関、国会、内閣に対して勧告することをいう。主として、国家公務員の給与の変更などがあげられる。国家公務員の労働基本権の制限の代償措置としての役割をもつとされている。